

平成29年度第10回御船町議会定例会（2月会議） 議事日程

平成30年2月8日

午前10時00分開会

1 議事日程

第1 会議録署名議員の氏名

1 番 清水 蕙 君

1 3 番 岩田 重成 君

第2 諸報告

1 諸般の報告

2 行政報告

第3 報告第13号 専決処分の報告について

第4 議案第62号 工事請負契約の締結について

2 出席議員は次のとおりである（13人）

1 番 清水 蕙 君 2 番 森田 優二 君

3 番 岩永 宏介 君 4 番 中城 峯視 君

5 番 福永 啓 君 6 番 田上 忍 君

7 番 藤川 博和 君 9 番 塚本 勝紀 君

1 0 番 田中 隆敏 君 1 1 番 沖 徹信 君

1 2 番 井本 昭光 君 1 3 番 岩田 重成 君

1 4 番 田端 幸治 君

3 欠席議員（1人）

8 番 池田 浩二 君

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1名）

事務局長 福本 悟 君

5 説明のため出席した者の職氏名（17名）

町	長	藤 木 正 幸 君	副	町	長	本 田 安 洋 君
教	育	長	本 田 惠 典 君	総	務	課 長
企	画	財 政 課 長	坂 本 幸 喜 君	税	務	課 長
町	民	保 険 課 長	宮 崎 尚 文 君	こ	ど も 未 来 課 長	野 口 壮 一 君
福	祉	課 長	道 山 敏 文 君	健	康 づ くり 支 援 課 長	西 橋 静 香 君
農	業	振 興 課 長	藤 野 浩 之 君	商	工 観 光 課 長	作 田 豊 明 君
建	設	課 長	松 岡 秀 明 君	学	校 教 育 課 長	坂 本 朋 子 君
社	会	教 育 課 主 幹	上 村 欣 也 君	環	境 保 全 課 水 道 係 長	立 村 功 君
会	計	管 理 者	福 田 敏 江 君			

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前１０時００分 開 会

○議長（田端幸治君） おはようございます。

ただ今から、平成29年度第10回御船町議会定例会２月会議を再開します。

８番、池田浩二議員より欠席の申し出がっております。また、緒方環境保全課長欠席のため、立村環境保全課水道係長が、宮川社会教育課長欠席のため、上村社会教育課主幹が説明員として出席をしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（田端幸治君） 日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、１番、清水蕙君、13番、岩田重成君を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第２ 諸報告

○議長（田端幸治君） 日程第２、「諸報告」を行います。

諸般の報告を行います。

それでは、休会中における諸般の報告をいたします。

議会運営委員会を１月31日及び２月８日に開催し、各種案件、定例会２月会議の進行等について協議を行いました。第10回御船町議会定例会２月会議の議事日程は、２月８日の１日間と決定をいたしました。議会全員協議会を２月５日及び２月８日に開催し、それぞ

れの案件について協議を行いました。

次に、消防団とのあおぞら会議を1月26日に開催し、分団長以上の幹部の皆さんと消防団の現状及び団員の確保並びに分団の統合等についての意見交換を行いました。

次に、2月5日、上益城消防組合多目的ホールにおいて、熊本県知事公室危機管理防災課危機管理防災企画監の有浦隆企画監を講師として、「町村防災とは、熊本地震の教訓とともに」と題し、議会独自研修会を開催いたしました。参加者として、議員のほかに議会モニターの皆さん、消防団の皆さんなどの参加をいただきました。心から感謝を申し上げます。熊本地震発生から2年目を迎えるに当たり、地震災害の教訓をもとに町村防災会議へのあるべき姿について、「防災とは」から始まり、「災害に強いまちには3つの要素、準備、リーダー、行政が必要不可欠であること」また、「物の準備にはリュックにセットでパックの発想がいいな」と講演をいただきました。なお、講演終了後に意見交換を行いました。

次に、陳情について報告をします。今回受理しました陳情第11号、上梅木地区におけるスクールバス通学継続を求める陳情については、机上配布としました。陳情第12号、吉無田高原における乱開発及び無秩序な工事取引行為放置に関する陳情については、総務文教常任委員会へ付託することとしました。

次に、視察受け入れについて報告をします。1月18日に沖縄県北中城村議会、1月23日に福岡県芦屋町議会、1月30日に、宮崎県三股町議会の研修を受け入れ、議会改革の取り組みや議会だよりあおぞら21の編集及び発行についての意見交換を行いました。

次に、九州中央自動車道建設促進期成会について報告をします。1月18日から19日にかけて、国土交通省、国土交通省九州地方整備局等について、九州中央自動車道及び一般国道218号高千穂日之影道路の早期整備並びに道路整備予算の確保について、熊本、宮崎合同による提言活動を行いました。

次に、一部事務組合議会関係では、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会及び上益城消防組合定例会がそれぞれ開催をされました。

その他の内容につきましては、議席に配布した資料のとおりであります。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査12月分の結果報告は、配布しております報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。

○町長（藤木正幸君） 行政報告を行います。

初めに、企画財政課について報告します。

熊本県に対し、災害公営住宅建設等に係る用地購入に要する経費を、復興基金の創意工夫分の財源として活用できるよう、上益城郡内の5首長の連名で要望書を提出いたしました。一定の条件はあるものの、用地購入に要する経費の2分の1を活用できる見通しです。

次に、町民保険課について報告します。

1月30日の熊日新聞にも掲載されていましたが、平成30年度からの国保の広域化に伴う標準保険料率の本査定結果が、1月25日に示されました。本町においても、この結果を参考に、国保税率の見直しを検討しています。

次に、農業振興課について報告します。

平成28年災の農地等災害復旧事業の進捗につきまして、1月31日現在で499件の工事発注を行いました。また、熊本地震復興基金による農地及び農業用施設の自力復旧支援事業につきましても、現在193件の申請があり、復旧が進んでいます。また、被災者農業者向け経営体育成支援事業につきましても、年度内の完了に向け、各経営体の進捗状況を把握しながら事業を推進しています。

次に、商工観光課について報告します。

吉無田高原緑の村キャンプ場ドームハウス建設につきまして、工程どおり順調に進んでいます。工事の進捗管理を徹底するとともに、地域づくり組織との協議を重ね、スムーズなオープンと運営ができるよう、体制の構築を図っていきます。

御船町特産品いさぎにつきましては、昨年12月末に第2回の募集を終了し、8業者、17品目の応募があります。3月末にホームページ、広報等により紹介し、ふるさと納税の返礼品等として御利用いただけるよう、いさぎの知名度アップと販路拡大に向けて取り組んでいきます。

建設課について報告します。

災害公営住宅について報告します。古閑迫地区について、1月から埋蔵文化財の調査、5月上旬から宅地整備工事に着手する予定です。完成時期としては、平成31年3月を予定しています。一丁目地区については、5月上旬から既設倉庫の解体に着手し、完成時期としては、平成31年9月を予定しています。また、小坂地区、一丁目地区については、地権者からの土地受渡承諾が得られているので、用地買収の準備を進め、工事についても民間

事業者等の活用を含め、早急に着手することとしています。高木地区については、地権者と用地交渉中であり、本年度中には買収を完了する予定です。高木、木倉地区については、複数の候補地を検討中であり、本年度中には用地選定を完了する予定としています。

なお、役場1階ロビーにおいて、1月22日から2月28日までの期間において、災害公営住宅の仮申込受付を実施しています。

次に、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業について報告します。インター団地については、2月上旬に支障電柱及び支線の移設完了予定であり、移設完了後に杭打ち作業に着手する予定です。フジワ住宅については、現在本工事着工のためのプラント設置工事中であり、その後、土壌改良工事に着手する予定です。中原団地については、12月上旬から本着工をしており、土壌改良工事がほぼ完了している状況です。また、中原団地大規模盛土造成地滑動崩落防止事業の第2期工事の契約を1月に完了しています。御船台団地については、2月中旬から下旬にかけて、支障電柱及び支線の移設完了予定です。移設完了後に本着工の予定としています。玉虫住宅については、支障電柱及び支線の移設に関し、九州電力、N T T等関係業社が調整中であり、同じく移設完了後に本着工の予定としています。

次に、町営住宅災害復旧事業について報告します。玉虫団地災害復旧事業工事の残り3工区については、1月末に工事を完了したところです。中原団地建屋の災害復旧工事については、工事着手準備のできた業者から着手している状況です。また、中原団地外構及び設備工事については、12月26日に契約を完了し、現在着工手続きを準備中です。

なお、中原団地建屋において過大なダメージを受けた木造家屋27戸については、平成30年度以降に用途廃止（解体）を行うこととしています。

次に、学校教育課について報告します。

御船中学校のロボコンチームと木工の部の1名が全国大会に出場しました。ロボコンチームはマシントラブルで残念ながら敗退しましたが、木工の部に参加した2年生の男子生徒が文部科学大臣賞を受賞、日本一を勝ち取りました。この経験が今後の成長の糧となることを期待しています。

このほか、御船小学校の事務主任が全国表彰を受けるなど、受賞ラッシュとなりました。

次に、社会教育課について報告します。

12月1日から休館していました恐竜博物館の復旧工事が1月末に完了し、2月1日に営業を再開しました。オープン初日は平日にもかかわらず200名の来館者がありました。また、

御船町スポーツセンターのアリーナについては、天井等の復旧改修工事が完了し、1月から利用を再開しています。

次に、1月7日に成人式を開催しました。第1部の式典では、新成人165名のお祝いを盛大に行うことができました。また、第2部は成人式実行委員会の自主運営で行い、学生時代の恩師をゲストとして招き、温かいお祝いの言葉をいただきました。また、今年は町民有志による街なかギャラリーでの記念撮影会も開催され、新成人の門出を祝福することができました。

次に、1月21日に第39回御船町地区対抗駅伝大会を開催しました。大会には各地区9チームが出場し、御船地区と上野地区は2チームの参加で、歴史ある大会を盛り上げました。総合成績は、優勝が御船地区A、準優勝、小坂地区、3位、御船地区Bでした。

1月28日には、第35回熊日郡市対抗女子駅伝が開催されました。上益城郡チームは総合9位と躍進賞という結果でした。第7区には御船町の選手が出場し、上益城郡チームの躍進に貢献しました。

以上で、行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 報告第13号 専決処分の報告について

○議長（田端幸治君） 日程第3、報告第13号、「専決処分の報告について」の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 報告第13号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づく損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分を行ったので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

御専第1号、町道小坂環状線事故における損害賠償額の決定について。

○総務課長（吉本敏治君） それでは、議案書3ページを御覧いただきたいと思います。

御専第1号です。町道小坂環状線の事故における損害賠償額の決定についてであります。

まず、概要ですが、町道敷きにおける車両物損事故につきまして、下記の者と御船町間で示談の上、損害賠償額を決定したものであります。

相手方につきましては、熊本市在住の方です。損害賠償額につきましては3万2,400円です。過失割合としては、町が6、本人が4となっています。事故状況及び対応についま

しては、平成29年12月5日、午後2時頃、相手方が町道小坂環状線を自家用車で通行中に発生したものであります。熊本地震の影響によりまして町道中央に設置してあるマンホールが上がっていたことによりまして、そのマンホールに接触し車両を損傷したものであります。

まず、示談日につきましては、平成30年1月19日となっています。

以上であります。

○議長（田端幸治君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○6番（田上 忍君） この事故状況の説明ですので、パトロール不足とありますけど、これはマンホールが上がっているというのは、もう地震当初からずっと上がっていたんじゃないかと思うんですけど、ちょっとこれに疑問を感じますが、いかがですか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

今議員がおっしゃるように、平成28年の熊本地震災害に伴う、こういった道路の破損状況ということでもありますけれども、日にちは経過しておりますが、隅々まで行き届くような修繕というか、そういった応急的な対応が不足をしていたというところでありまして、このことにつきましては、この事故が発生してからということになりますが、早速に応急的な修理を行っております。そして、その後においては災害復旧等による舗装工事を、全面的な舗装工事を行うべきかということとしております。

そういったことで、今後においても、こういったケースが発生しないように、前回の議会でも再々申し上げておりますが、十分な対応を進めていきたいと考えております。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

以上で、本件の報告は終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第62号 工事請負契約の締結について

○議長（田端幸治君） 日程第4、議案第62号、「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 議案第62号、工事請負変更契約の締結について。

町道河内吐合線道路災害復旧工事について、次のとおり工事請負変更契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○総務課長（吉本敏治君） では、議案書の4ページを御覧いただきたいと思います。議案第62号です。

まず、この変更議案につきましての工事名です。町道河内吐合線③道路災害復旧工事です。工事内容につきましては、熊本地震により被災し、通行の支障になることから道路災害復旧事業により復旧を行うものであります。

変更内容であります。当現場につきましては、法面が崩壊をしております。吹付法枠工法に向け復旧するところでありまして、現状の地質が軟弱であるため、当初の企画を一部変更いたしまして、併せて法枠内の客土吹付工、これを植生基材吹付工に変更するのが主なその変更内容となります。

工事場所につきましては、御船町大字木倉地内。当初契約額につきましては3,036万9,600円、変更契約額、これは増額分になります、2,418万9,827円です。最終契約額が5,455万9,427円となりまして、条例で定める金額を超えることになるため、今回議案として提出をするものであります。

また、契約の相手方につきましては、御船町大字滝川712、株式会社東生企業であります。

○議長（田端幸治君） これをもって提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○6番（田上 忍君） この工事をやるときなんですが、この道路は全面通行止めになるんでしょうか。

○建設課長（松岡秀明君） 工事の変更に当たっては、通行規制等については確認をさせていただきたいと思います。

○6番（田上 忍君） では、確認いただくことに。もし、全面通行止めになった場合の迂回路についても教えてほしいと思います。

もう1つ次の質問ですけれども、この地図によると7707の1と2がありますが、1ですが、これは県道の法面というか、県道が崩れて下の町道へこの土砂が入っていると。今聞

きたいのは、県道だったら県が修理すると思うんですけども、県と町の守備範囲というか、その辺はどうでしょうか。

○建設課長（松岡秀明君） お答えします。

まず、先ほどお尋ねになった交通規制の関係ですが、これにつきましては、法面の工事が主たる工事ということになりますので、通行に関する規制については支障がないような形での工事を行うこととしております。

それから、今質疑がありました、県道との境界の件ですけれども、これについては、町道と県道との法面の境界までを工事の施工をするということでありますので、結局、図面の中で表示をしてありますが、法面のKという表示があるかと思います。小さく表示がされておりますが、そこが県と町との境界ということになりますので、そこまでを町の災害復旧で施工するということになっております。

○6番（田上 忍君） 私たちからは、例えば県道を元に戻す、早く元に戻るのが一番ありがたいのですが、ということは、今回は町の担当分だけできるようになるということで、県道の上のほうはまだそのまま災害のまま残すと、認識していいですか。

○建設課長（松岡秀明君） 県道との境界の部分については、町は町として災害復旧を行うわけですが、県との協議、確認を行いまして、復旧する部分については早急な対応ができるよう、今のところでは具体的に考えております。

○6番（田上 忍君） ちょっと心配するのは、結局具体的なことというか、広いところの中で、ここから先は町がやる、ここから先は県だよということだったと思うんですけど、そのため、ここから先は県だから、そっちはもう知らんというわけにもいかんと思います。ちゃんと改修に、修復されるといいとは思いますが、その辺は心配ないと思っていいんですか。

○建設課長（松岡秀明君） 今申し上げたところですが、表現の仕方がまずかったと思いますが、県あるいは町との境界があるにしろ、いずれにしても災害復旧への対応には変わりありませんので、その辺のことについては、完全なる復旧を図るようなことになりますので、どうぞ皆さん御理解をいただきたいと思います。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第62号、「工事請負変更契約の締結について」の件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（田端幸治君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

これで、平成29年度第10回御船町議会定例会 2月会議の議事日程は、すべて終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合によりこの後再開する定例会まで休会にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 異議なしと認めます。

よって、次回再開する定例会まで休会にします。

これをもちまして、平成29年度第10回御船町議会定例会 2月会議を終了します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時31分 休 会

地方自治法第 1 2 3 条の規定によりここに署名する。

御船町議会議長

御船町議会議員

御船町議会議員